

「信州デジタルコモンズ」運用規程

第1条（目的）

この規程は、「信州ナレッジスクエア」のサービスの一つであり、「信州デジくら」（長野県デジタルアーカイブ推進事業アーカイブサイト）の後継である「信州デジタルコモンズ」のデータ登録に関して必要な事項を定め、長野県内における情報資源のデジタル化を推進し、生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与するとともに、デジタルアーカイブジャパン推進構想に沿って、「信州デジタルコモンズ」が長野県の地域アグリゲータ（取りまとめ役）として機能することを目的として定める。

第2条（語の定義）

この要項において次の各号に掲げる用語の意義は以下に定めるところによる。

- （1）デジタルアーカイブ 図書・雑誌等の記録資料、古典籍、絵図、写真その他の情報資源を電子的な形態により永続的に蓄積・保存し、インターネットを介して公開するシステムをいう。この規程においては「信州デジタルコモンズ」のことを指す。
- （2）コンテンツ デジタルアーカイブを利用して公開することを目的としてデジタル化された情報資源をいう。
- （3）メタデータ 名称、作者、作成年代、形態等、情報資源を説明し、識別できる情報をいう。

第3条（経費）

デジタルアーカイブの運営は県立長野図書館（以下「当館」という。）が行い、その運用に係る経費は当館が負担する。

- 2 コンテンツ作成の経費は各参加機関が負担する。

第4条（登録対象資料）

デジタルアーカイブに登録する情報資源は次の各号に掲げるものとする。

- （1）「信州デジくら」登録資料、及び「信州デジくら」参加機関が新たに作成したもの
- （2）（1）以外の図書館、博物館、美術館等の機関（以下「機関等」という。）が所蔵する情報資源
- （3）個人・団体が所蔵する情報資源で、長野県に関する調査研究の対象となるものや地域の記録を後世に伝えることに資するもの

第5条（登録申請及び登録承認）

デジタルアーカイブに登録することを希望する者（以下「登録申請者」という。）はデジタルアーカイブ登録申請書（別紙様式）により県立長野図書館長（以下「館長」という。）に申請し許可を受

けるものとする。

2 前項の登録申請を行うことができる者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2号の情報資源を所蔵する機関等の代表者

(2) 前条第3号の情報資源を所有しデジタルアーカイブでの公開を希望する個人・団体から委託を受けた機関の代表者（委託については、第8条で定める事項とあわせて文書で得ること）

3 デジタルアーカイブは各機関において作成したコンテンツデータの公開を目的としたシステムとする。

各機関においては、公開をしないデータの保存・保管を目的として本システムへの登録申請は行わないものとする。ただし、一度公開したコンテンツについて、著作権、肖像権等の問題が生じた場合は登録者の判断で非公開にできる。

4 館長は、登録申請承認するときはデジタルアーカイブ登録に関する必要事項を記載した通知及び資料の登録に必要な事項を記載した資料（マニュアル等）を登録申請者に交付するものとする（以下、登録の承認を通知されたものを「登録者」という）。

第6条（登録申請の不承認）

登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことがある。また、登録の許可を取り消すことがある。

(1) 過去に本規程に反する行為を行っている場合

(2) 申請内容に虚偽の記載があった場合

(3) 申請内容が第1条の目的に合わないと思われる場合

(4) その他館長が不相当と認めた場合

第7条（データの形式）

県立長野図書館はコンテンツ登録に必要なメタデータ及びコンテンツデータの形式、データの登録方法に関する事項を別に定める。

第8条（著作権の確認及び著作権者からの許諾）

デジタルアーカイブから公開しようとする情報資源は、著作権保護期間が満了していることを原則とする。著作権保護期間内の著作物であるときは、登録者が著作権者に対して事前に次の各号に掲げる事項について書面で許諾を得るものとする。

(1) デジタル化すること

(2) デジタルアーカイブに電子的に複製し、保存すること

(3) インターネットを利用して公衆送信すること

(4) 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと

(5) 将来別のデジタルアーカイブへ移行した際にも同様の条件で公開すること

2 登録者及び登録申請者は、著作権者に対して、第9条に規定する利用許可レベルを事前に確認するものとする。

第9条（利用許可レベル）

登録者は、コンテンツについて二次利用を許可する範囲を以下により定め、メタデータに個々にレベルを明示するものとする。

（1） 著作権の保護期間を満了している場合は、原則として該当コンテンツを CC0（クリエイティブコモンズライセンス0）として公開する。

（2） その他のコンテンツについては、登録者と著作権者との協議により定める。

2 前項第二号に該当するコンテンツを掲載する登録者は、二次利用の申請・許諾に係る説明と様式を作成し、当館はデジタルアーカイブ内に掲載する。

第10条（メタデータの公開）

デジタルアーカイブで公開する資料のメタデータは、ジャパンサーチ（<https://jpsearch.go.jp/>）等の他のデジタルアーカイブでも公開できるものとする。

第11条（システムの更新及びサービス内容の変更）

当館は、デジタルアーカイブのシステムの機能又はサービスの内容等を変更する際は、事前に登録者に通知するものとする。

第12条（システムの一時的休止）

当館は、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は水害等によりデジタルアーカイブのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することがある。

第13条（サービスの中止）

当館は、デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止することがある。この場合、当館は事前に登録者に対して通知するとともに、ホームページ上に掲示するものとする。

第14条（今後のデータの移行）

将来において、本デジタルアーカイブが別の運用形式へ移行した場合のデータ移行は、当館の責任において行う。

ただし、メタデータ及びコンテンツデータのマスターファイルの保管は登録者が行うものとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

(デジタルアーカイブ登録申請書)

県立長野図書館長 あて

申請者 (機関名)

(所在地)

(代表者名)

『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程』で定めるコンテンツ及びメタデータの扱いを了解し、下記の情報資源について「信州デジタルコモンズ」で公開したいので申請します。

記

1 情報資源の所蔵者 (該当する方を選択)

自館資料 公開の委託を受けた資料

2 種類 (書籍・文書・写真等の別) 及び点数

3 担当部署及び担当者名

注)

1 について 公開の委託を受けた資料については、その扱いについて文書を交わすこと (別紙参照)

2 について 概数可。登録時に詳細なリストを添付すること

(例)

令和 年（2021 年） 月 日

申請機関の長 へ

委託者（機関名：該当する場合）

（所在地・住所）

（氏名）

所蔵資料の「信州デジタルコモンズ」での公開について

委託者が所蔵する下記の資料について、「『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程」で定めるコンテンツ及びメタデータの扱いを了解し、「信州デジタルコモンズ」で公開したいので公開申請を委託します。

なお、「信州デジタルコモンズ」による公開に際し、著作権及び所有権などの権利関係に問題はありません。

記

1 種類（書籍・文書・写真等の別）及び点数

2 委託者連絡先

その他、条件等の特記事項があれば記載する。